



授業と教材

教材の正しい理解と活用のために



発行・編著 一般社団法人日本図書教材協会
授業と教材に関する調査研究委員会

はじめに

教科書及びその他の教材については、教師の皆さんが授業を展開する上で欠かすことのできない重要な素材あるいは材料として活用されていますが、「教材とは何か」「教材にはどんな種類があり、それをどう活用すれば授業の質を改善できるか」などについては適当な資料がないため、正面から取り上げ、学ぶ機会がないという状況がありました。そこで、財団法人図書教材研究センター（当時）では、平成5年より、研究者を中心に本書『授業と教材』を作り、全国教育研究所連盟の参加機関を通じ、主に初任者研修用として活用していただくことにしました。幸い長い間、都道府県・指定都市の教育研究・研修センター等の研修会で活用され、初任の教師の皆さんを中心に役立てていただいたことを側聞し、喜んでおります。

この度、学習指導要領が大幅に改訂され、小・中学校では平成30年度から移行措置が実施されています。今回の学習指導要領の改訂を受けて、これまで以上に、授業の質的改善が求められるようになります。そこで、少しでも授業の工夫改善に役立てていただくために本書を一部改訂しました。

また、対象としては、従来どおり教師の皆さんのほか、学校教育に関わるすべての皆さん方を念頭に作成しましたので、授業での活用のみならず、手軽に新しい教育の方向性について触れていただくとともに「教材」の本質をつかんでいただければ幸いです。なお、教員養成大学では残念ながら、「教材論」という授業科目はほとんど存在していないのが現実です。将来の教師にとって教材の基礎を学んでおかれるのは極めて重要ですので、そのような立場の方にも本書を役立てていただきたいと願っています。

是非、本書を参考にして、教材の重要性を再認識され、今日の要求に合わせた確かな教材の開発・作成・供給や、採用・活用を行い、児童・生徒の教育の質を高めていただければ幸いです。

さらに教材を具体的・実践的に学びたい方には、『教材事典—教材研究の理論と実践』（日本教材学会編、東京堂出版刊）、『教材学概論』（日本教材学会編、図書文化社刊）をお勧めします。

一般社団法人 日本図書教材協会
授業と教材に関する調査研究委員会
委員長 川野邊 敏

目次

第1章 学校教育のねらい	4
1 学校・学校教育の変質	4
2 法制の整備	5
3 学習指導要領の改訂	6
4 学校の教育活動を通して育む資質・能力	8
第2章 教材とは	10
1 教材は教育をするための素材	10
2 教科書は「教科の主たる教材」.....	11
3 「教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成」を図る教材	12
4 児童・生徒の実態に応じた教材	13
第3章 教材の種類とその役割	14
1 教科書（教科用図書）.....	14
2 図書教材	16
3 ICT及びデジタル教材	18
4 その他の教材	20
第4章 資質・能力を育む授業と教材	22
1 「見方・考え方を働かせる」授業づくり	22
2 単元や題材など内容や時間のまとまりを見通した指導計画	23
3 資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」.....	24
4 学習評価の充実	24
5 さまざまな学習活動と教材の工夫	26
第5章 教材と著作権	28

※本書では、学習指導要領全般を指す場合と平成29年3月に改訂された学習指導要領（平成29年版）については『学習指導要領』、平成29年版より前の学習指導要領を指す場合は『学習指導要領（〇〇年版）』と表記しています。あらかじめご了承ください。

資料編

① 教材活用事例ご紹介	29
② 参考資料	29
③ 主要な図書教材一覧	30
④ 図書教材発行出版社一覧	32

参考

・「生きる力」	4
・教育基本法 第2条、第3条	5
・学習指導要領の枠組みの改善	7
・「主体的・対話的で深い学び」の実現	8
・学校教育法 第34条	10、15
・地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第33条	11
・プログラミング的思考	12
・学習指導要領総則の構造とカリキュラム・マネジメントのイメージ	13
・著作権法 第33条	14
・教科書が使用されるまでの基本的な流れ	15
・ICT教材の開発に向けた基本的な考え方について	18
・情報活用能力の3観点8要素	19
・育成を目指す資質・能力の三つの柱	22
・指導要録	25
・新しい観点「主体的に学習に取り組む態度」	25
・学校教育法施行規則 第24条	25
・著作権法 第35条、第119条	28

第1章 学校教育のねらい

1 学校・学校教育の変質

日常の授業の場面で「教材」（教科書及びその他の教材）が欠かすことのできない素材であることは学校教育に関わる皆さんにはあえていう必要はないことでしょう。しかし、教材そのものを準備・作成・活用する前に、現在の学校教育がどのような位置づけにおかれ、どのような手段・方法で子どもを育てることを期待されているか、について改めて確認しておく必要があります。

ご承知の通り、学校教育は昭和22年制定の教育基本法の理念・目的・方針に基づき、人格の完成を目指し、平和的な国家及び社会の形成者として必要な資質を育てることに貢献してきました。しかし、社会の急速な変化・発展（国際化・情報化・科学技術の革新・社会及び家庭生活の変化等）のなかで、教育基本法の精神を守り続けながらも、教育内容・方法等は、昭和33年以降、およそ10年ごとの学習指導要領の改訂により、対応してきましたが、その歴史

のなかで、20世紀後半になると、教育の基本的な在り方を含めた教育の抜本的な改革が国際的・国内的に問われることになりました。「生涯学習」の教育理念の登場です。従来は、教育＝学校教育という図式で捉えられてきましたが、教育・学習は人間の生涯にわたり継続すべき事業であると捉える思想です。我が国でも臨時教育審議会（昭和59～62年）に21世紀の教育の国家的課題として取り上げられ、学校教育は「生涯学習の基礎的段階」と位置づけられたのです。この思想の下で平成18年に新たに教育基本法が制定され、今日に至っています。

授業で活用される教材もこのような教育観と無縁ではありません。子どもに基礎的・基本的な知識・技能を育成するという機能のほかに、思考力、判断力、表現力その他の能力（学習意欲）など、将来生きていく上で必要な「生きる力」を育てることが求められているのです。教材もそのなかで重要な役割をはたしていることは勿論です。

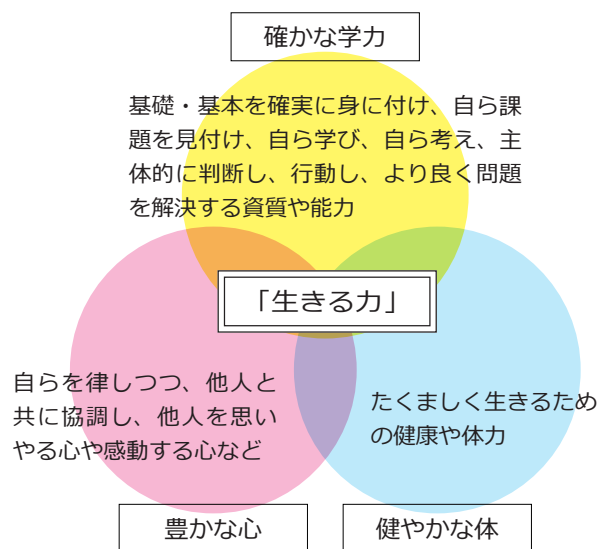
参考

「生きる力」

「生きる力」は、学習指導要領（平成10年版）から学校教育の理念として示されたものですが、この理念はその後の改訂に当たっても継承されています。

学習指導要領は、教育基本法の改正（平成18年12月）をふまえて改訂されたものです。

なお、「生きる力」をはぐくむには、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の調和のとれた教育活動が大切です。



「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）補足資料」を参考

2 法制の整備

日本国憲法では、第26条第1項で「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。」と、第2項で「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。」と定めています。

これを受けて、昭和22年に制定された教育基本法は、教育の目的・方針、教育の機会均等などについて規定しましたが、平成18年に、学校教育を生涯にわたる教育の観点から見直し、「生涯学習の理念」を加えた（第3条）ほか、「大学」（第7条）、「私立学校」（第8条）、「幼児期の教育」（第11条）を付加し、

さらに、「家庭教育」（第10条）、「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」（第13条）を新設しています。

教育基本法を受け、昭和22年に制定された学校教育法も平成19年に改正されています。例えば、「生涯にわたり学習する基礎が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的な学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。」（第30条2項）といったように、生涯学習の基礎を培うための基礎を育てることが小・中・高等学校の目標とされ、この規定は学習指導要領に具体的に反映されています。

参考

教育基本法 第2条（教育の目標） 第3条（生涯学習の理念）

第2条（教育の目標）

教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。

四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。

五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

第3条（生涯学習の理念）

国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

3 学習指導要領の改訂

教師は日常的な教育活動として国語や算数・数学などの教科指導、道徳や学級指導、あるいは遠足などの学校行事などに関わっていますが、これらの活動は各学校で編成した教育課程に基づいて組織的・計画的に行われています。各学校の教育課程は学校運営の基盤であり、その教育課程を編成する際の基準が学習指導要領なのです（学校教育法施行規則小学校第52条、中学校74条）。

学習指導要領は学校を取り巻く社会環境の変化をふまえて、ほぼ10年ごとに改訂されています。学習指導要領（平成20年版）以降、新たな学習指導要領（小学校、中学校）が平

成29年3月に告示されました。学習指導要領の全面実施は小学校が2020年、中学校は2021年ですが、小・中学校ともに平成30年4月から移行措置期間として学習指導要領の趣旨にそった教育活動を行っています。

学習指導要領の改訂は文部科学省の諮問機関である中央教育審議会（中教審）の審議を経た答申に基づいて行われています。今回の改訂も中教審答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領の改善及び必要な方策等について」（平成28年12月）によって行われました。

答申では、学校教育の中核となる教育課程

 memo

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

については、よりよい社会を創るという目標を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において必要な内容をどのように学び、どのような資質・能力を身につけられるようにするかを明確にしながら、社会との連携により、その実現を図っていくという「社会に開かれた教育課程」とすることを求めています。

答申をふまえて学習指導要領では学校と社会との連携を図るため、全体の構成とともに各教科等の示し方も大幅な見直しを行っています。まず注目すべきは総則の前に「前文」を加えたことです。これは学校教育が家庭や地域との連携を図ることが重要であることから学習指導要領の趣旨が学校関係者以外の方々にも周知されるように配慮したもので、

学校教育の目標や活動内容を関係法令との関わりからわかりやすく示しています。

また、「総則」も内容の構成や表現などにも工夫をしています。例えば、「総則」の「第1 小学校(中学校)教育の基本と教育課程の役割」では学校教育を通して〈何ができるようになるのか〉を示し、「第2 教育課程の編成」では〈何を学ぶか〉、「第3 教育課程の実施と学習評価」では〈どのように学ぶか〉〈何が身についたか〉といったように読みやすい内容構成となっています。また、これまでの学習指導要領における教科等の示し方は「目標」と「内容」によって構成していましたが、今回の改訂で「方法」についての記述を加えるなどの工夫をしています。

参考

学習指導要領の枠組みの改善

「社会に開かれた教育課程」の実現を目指すため、学習指導要領を学校、家庭、地域の関係者が幅広く共有し、活用できるよう「学びの地図」としての役割を果たすことができるように、次の6点にわたって学習指導要領の枠組みを改めています。

- ①「何ができるようになるか」(育成を目指す資質・能力)
- ②「何を学ぶか」(教科等を学ぶ意義と、教科等間・学校段階間のつながりを踏まえた教育課程の編成)

- ③「どのように学ぶか」(各教科等の指導計画の作成と実施、学習・指導の改善・充実)
- ④「子供一人一人の発達をどのように支援するか」(子供の発達を踏まえた指導)
- ⑤「何が身に付いたか」(学習評価の充実)
- ⑥「実施するために何が必要か」(学習指導要領等の理念を実現するために必要な方策)

なお、これをふまえて平成29年3月31日に学校教育法施行規則も改正されました。

4 学校の教育活動を通して育む資質・能力

教科等の指導に当たる教師にとっては、教育活動によって児童・生徒一人ひとりにどのような資質・能力を育むかについての確かな理解が必要です。このことに関しては学習指導要領の「総則」から読み取ることができます。

学習指導要領（平成20年版）「総則」では、「第1 教育課程編成の一般方針」の1で「各学校において、児童（生徒）に生きる力をはぐくむことを目指し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開するなかで、基礎的・

基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくむとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い」とあります。資質・能力については、知識及び技能の習得、課題を解決するための思考力・判断力・表現力等、主体的に学習に取り組む態度の3点に整理できます。

この点について学習指導要領では、「総則」の第1の2で「学校の教育活動を進めるに当

参考

「主体的・対話的で深い学び」の実現

「主体的・対話的で深い学び」の実現とは、特定の指導方法のことで、学校教育における教員の意図性を否定することでもありません。人間の生涯にわたって続く「学び」という営みの本質を捉えながら、教員が教えることにしっかりと関わり、子どもたちに求められる資質・能力を育むために必要な学びの在り方を絶え間なく考え、授業の工夫・改善を重ねていくことです。具体的には、以下の視点に立った授業改善を行うことで、学校教育における質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的（アクティブ）に学び続けるようにすることです。

①学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通

しをもって粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」が実現できているか。

②子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「対話的な学び」が実現できているか。

③習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「深い学び」が実現できているか。

「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」を参考

たっては、各学校において、第3の1に示す主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、次の(1)から(3)までに掲げる内容の実現を図り、児童(生徒)に生きる力を育むことを目指すものとする。」と述べています。「生きる力」を育むことは学習指導要領(平成20年版)と同じですが「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して」という点に注目しましょう。

さらに第1の3では、「生きる力」を育むことを目指すに当たって学校教育全体並びに各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の指導を通してどのような資質・能力の育成を目指すのかを明確にしな

がら教育活動の充実に努めるよう求め、また、学校教育全体を通して育む資質・能力については次のように整理しています。

- (1) 知識及び技能が習得されるようにすること
- (2) 思考力、判断力、表現力等を育成すること
- (3) 学びに向かう力、人間性等を涵養すること

これらの資質・能力について一般的には「資質・能力の三つの柱」と称しています。

教科等の指導に当たっては、児童・生徒一人ひとりに資質・能力を育む授業をどのように組立て、展開していくか教師の指導力が問われます。



図書教材出版社の団体、一般社団法人日本図書教材協会

日本図書教材協会は、小・中学校用の図書教材類を制作・発行している教材出版社の団体で内閣府認可の法人(設立は昭和30年)です。

図書教材類の質的向上に関する調査研究や

出版倫理の維持高揚、図書教材に関する知識の啓発・宣伝、著作権に関する研究、各種研修会・講習会等の開催、機関紙の発行などの事業を行っています。

一般社団法人日本図書教材協会

〒162-0831 東京都新宿区横寺町6-4-2
TEL 03-3267-1041 / FAX 03-3267-1047
URL <http://www.nit.or.jp>

第2章 教材とは

① 教材は教育をするための素材

教材とは、一定の目的や目標を達成するために行われる教育において使われる素材のことです。目的・目標を達成するための内容は教育内容といわれますが、教材はその教育内容を児童・生徒に習得させるための素材です。つまり、授業を中心とした教育活動を展開するときに、その目的を達成するために提示・活用する素材ということになります。

したがって、広い意味では、児童・生徒の身の回りにある生の事物や現象などから目的に照らして、教育に当たる者が選択・編集して提示・活用するものも教材ということになります。これは、一般に、自主教材などと呼ばれ、このような実物の素材を使った授業は

実物教授などと呼ばれたりします。

また、最近では、読書活動が重要になっていますが、そのために選択された書物も教材です。

法的には教科書は学校教育法第34条で使用義務を規定しており、教科書以外の教材については、「有益適切なものは、これを使用することができる。」としています。この規定は小学校以外の校種にも準用されています。

教科書以外の教材の取り扱いについては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第33条で、各教育委員会の規則で具体的に定めるよう求めています。この法律を根拠として、各教育委員会では各種規則を定めたり、通知、通達を出したりしています。

参考

学校教育法 第34条（教科用図書その他の教材の使用）

小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名称を有する教科用図書を使用しなければならない。

②前項に規定する教科用図書（以下この条において「教科用図書」という。）の内容を文部科学大臣の定めるところにより記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）である教材がある場合には、同項の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、児童の教育の充実を図るため必要があると認められる教育課程の一部において、教科用図書に代えて当該教材を使用することができる。

③前項に規定する場合において、視覚障害、発達障害その他の文部科学大臣の定める事由により教科用図書を使用して学習することが困難な児童に対し、教科用図書に用いられた文字、図形等の拡大又は音声への変換その他の同項に規定する教材を電子計算機において用いることにより可能となる方法で指導することにより当該児童の学習上の困難の程度を低減させる必要があると認められるときは、文部科学大臣の定めるところにより、教育課程の全部又は一部において、教科用図書に代えて当該教材を使用することができる。

④教科用図書及び第二項に規定する教材以外の教材で、有益適切なものは、これを使用することができる。

⑤〈略〉

② 教科書は「教科の主たる教材」

教材というと、教科書以外の素材であると考えられている向きもあるようですが、我が国の現行制度では、国の検定を経て編集・発行されている教科書が教材の中核です。

昭和23年に制定され、平成28年に改正された「教科書の発行に関する臨時措置法」では、教科書の法律上の定義を以下のように定めています。

「小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及びこれらに準ずる学校において、教育課程の構成に応じて組織排列された教科の主たる教材として、教授の用に供せられる児童又は生徒用図書であつて、文部科学大臣の検定を経たもの又は文部科学省が著作の名義を有するものをいう。」（第2条）

以上のように、法律上、主たる教材は教科ごとに編集された教科書であり、学校ごと、

学年ごと、学級ごとに作成したりして使われる教科用の教材は教科書の補助教材ということになります。

教科書は、法律上「児童又は生徒用図書」ですが、教える側＝教師が授業などで提示・活用する素材も重要な補助教材です。補助教材も教育の目的・目標、学習指導要領に照らして作成、活用しなければならないということになります。

教育課程における教科以外の教育活動においては教科書がありませんので、教える側で主体的に作成したり、既存の資料などを教材として活用する必要がありますが、その場合も、教科用の補助教材と同じように、法的に定められた教育の目的・目標を達成するという観点を忘れてはならないでしょう。

参考

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第33条(学校等の管理)

教育委員会は、法令又は条例に違反しない限度において、その所管に属する学校その他の教育機関の施設、設備、組織編制、教育課程、教材の取扱その他学校その他の教育機関の管理運営の基本的事項について、必要な教育委員会規則を定めるものとする。この場合において、当該教育委員会規則で定めようとする事項のうち、その実施のためには新たに予算を伴うこと

となるものについては、教育委員会は、あらかじめ当該地方公共団体の長に協議しなければならない。

②前項の場合において、**教育委員会は、学校における教科書以外の教材の使用について、あらかじめ、教育委員会に届け出させ、又は教育委員会の承認を受けさせることとする定を設けるものとする。**

3 「教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成」を図る教材

学習指導要領では、「総則」において「教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成」を掲げています。そのポイントは以下の通りです。

- (1) 言語能力、情報活用能力（情報モラルを含む。）、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくこと
- (2) 豊かな人生の実現や災害等を乗り越えて次代の社会を形成することに向けた現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を、教科等横断的な視点で育成していくこと

今回の改訂で登場した「カリキュラム・マネジメント」のポイントの一つに、各教科、特別の教科 道徳、総合的な学習の時間、特別活動などを横断した教育課程の編成が挙げられています。したがって、教科等横断的な視点に立った教材についても、学校の教育課程の構成に合わせて作成、活用が求められます。

(1) の「学習の基盤となる資質・能力」の育成において、言語能力については、国語で基礎・基本を学び、社会、理科あるいは総合的な学習の時間などでのレポート作成という形で具体的な場面での活用力を育成する際に、

それらを系統立てて学べるような補助教材（資料、学習の手引き、ワークシートなど）の作成が必要となります。

また、情報活用能力については、学習指導要領ではその要素として、情報手段の基本的な操作の習得、プログラミング的思考、情報モラル、情報セキュリティ、統計等に関する資質・能力等が示されています。

そのなかで「プログラミング的思考」を育む教材としては、児童が、算数などの教科等における問題の解決において、①コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な命令、手続等を学ぶ教材、②プログラミングを体験しながら、問題の解決を図るための論理的思考を育む教材、③児童が考えたプログラムを児童同士で共有したり、プログラムを評価・改善するための教材、④児童の周りの身近な問題の解決にコンピュータ等の活用を促していくための教材、等が考えられます。ただし、その際、プログラミング言語を覚えたり、プログラミングの技能を習得したりといったことではないことに留意する必要があります。

(2) の「現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力」においては、まずは、テーマにそった形での教育課程を編成し、関連する教科等を横断した形での補助教材の作成が必要となります。

参考

プログラミング的思考

自分が意図する一連の活動を実現するために、どのような動きの組合せが必要であり、一つ一つの動きに対応した記号を、どのように組み合

わせたらいいか、記号の組合せをどのように改善していけば、より意図した活動に近づくのかといったことを論理的に考えていく力。

4 児童・生徒の実態に応じた教材

教科書は児童・生徒が共通して使用する教科用の主たる教材です。児童・生徒の個に応じた教科書が作られているわけではなく、各学校では全児童・生徒に1種類の教科書が採択されています。

しかし、実際の授業や学習指導では、学習面においての習熟度、学習スタイルなど「学びの特性」の違いへの対応、さらには発達障害をもつ児童・生徒、日本語の指導が必要な児童・生徒への対応などが求められています。

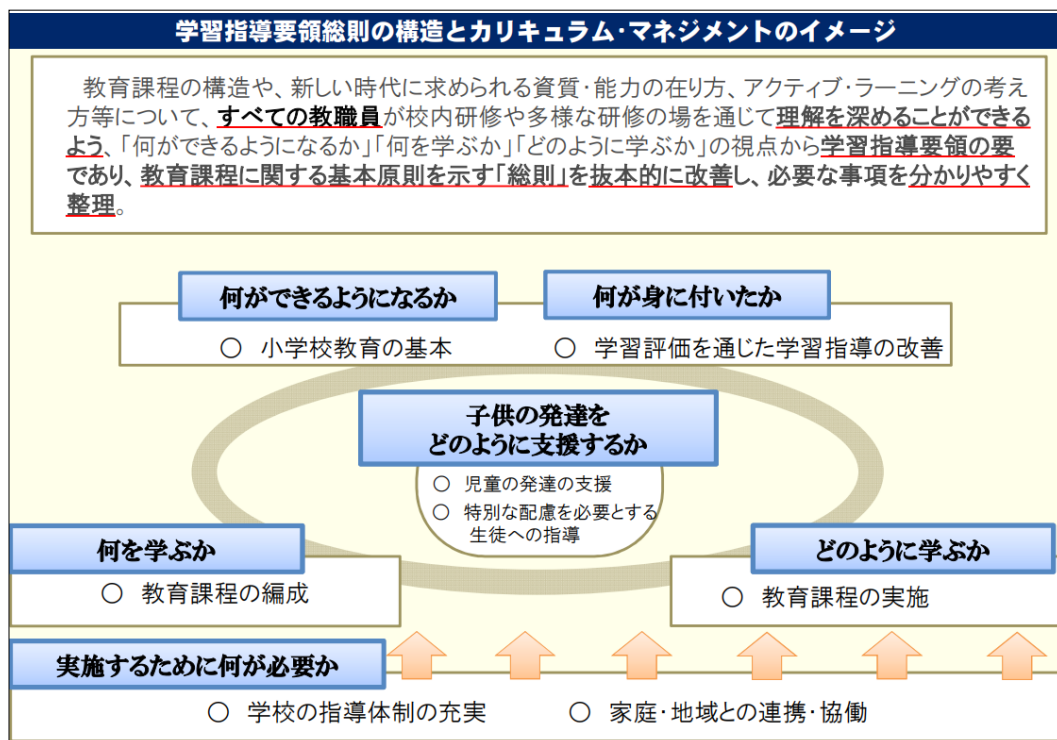
例えば、学習スタイルに着目した場合、文字中心の教材の方が理解の深まる児童・生徒、あ

るいは、映像を使った方が理解の進む児童・生徒もいるでしょう。そのような「学びの特性」の違いをふまえた教材の開発、活用が大切です。

一方、発達障害をもつ児童・生徒あるいは日本語の指導が必要な児童・生徒に対しては、個別支援計画等を立案し、その計画にそった適切な教材を開発、活用することが大切になります。

これらの教材の開発、活用においては第3章³で紹介するICTの活用、デジタル教材の活用が期待されています。

参考



〔幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）補足資料〕より

第3章 教材の種類とその役割

1 教科書（教科用図書）

小学校も中学校も各教科の授業では教科書を使用していますが、この教科書は「教科書の発行に関する臨時措置法」第2条の規定により作成されています。また、学校教育法第34条には各教科の授業では教科書は使用することが義務づけられています。しかし、こうして作成された教科書は全国の児童・生徒を対象にしていますので各学校の授業で使用する場合には、学校や地域の実態等をふまえて教科書の活用に工夫を加えたり教科書以外の教材を活用したりする取り組みが教師には求められます。なお、教科書の使用に関しては次のような文部科学省

初等中等教育局長通知（平成21年3月30日）が出されています。その一部を紹介すると

『～「児童生徒は、教科書に記述されている内容をすべて学習しなければならない」とする、従来型の教科書観について、「個々の児童生徒の理解の程度に応じて指導を充実する」、「児童生徒が興味関心を持って読み進められる」、「児童生徒が家庭でも主体的に自学自習ができる」といった観点から、その考え方を転換していくこと～』

と述べています。

参考

著作権法 第33条（教科用図書等への掲載）

第33条の2（教科用図書代替教材への掲載等）

第33条（教科用図書等への掲載）

公表された著作物は、学校教育の目的上必要と認められる限度において、教科用図書（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三十四条第一項（同法第四十九条、第四十九条の八、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）に規定する教科用図書をいう。以下同じ。）に掲載することができる。

2 前項の規定により著作物を教科用図書に掲載する者は、その旨を著作者に通知するとともに、同項の規定の趣旨、著作物の種類及び用途、通常の使用料の額その他の事情を考慮して文化庁長官が定める算出方法により算出した額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

3、4（略）

第33条の2（教科用図書代替教材への掲載等）

教科用図書に掲載された著作物は、学校教育の目的上必要と認められる限度において、

教科用図書代替教材（学校教育法第三十四条第二項又は第三項（これらの規定を同法第四十九条、第四十九条の八、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により教科用図書に代えて使用することができる同法第三十四条第二項に規定する教材をいう。以下この項及び次項において同じ。）に掲載し、及び教科用図書代替教材の当該使用に伴っていずれの方法によるかを問わず利用することができる。

2 前項の規定により教科用図書に掲載された著作物を教科用図書代替教材に掲載しようとする者は、あらかじめ当該教科用図書を発行する者にその旨を通知するとともに、同項の規定の趣旨、同項の規定による著作物の利用の態様及び利用状況、前条第二項に規定する補償金の額その他の事情を考慮して文化庁長官が定める算出方法により算出した額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

3（略）

教科書の使用に当たっては、担当する学級の児童・生徒の学習状況等を考慮し、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、各ページを逐一扱うのではなく、そのまとめ方や重点の置き方に工夫を加えた適切な授業プランを自ら創り上げる態度が重要です。また、教科書には本文に関わるさまざまな資料や図版等も掲載されていますので、それらを学習活

動で活用する工夫にも取り組んでみましょう。教師には、教科書を活用し、児童・生徒一人ひとりの資質・能力を育むために「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指した授業の工夫・改善に日々努めることが求められています。

なお、学校教育法及び著作権法の一部が改正され、平成31年4月1日より授業の工夫改善の一つの取り組みとして“デジタル教科書”の活用が可能となりました。



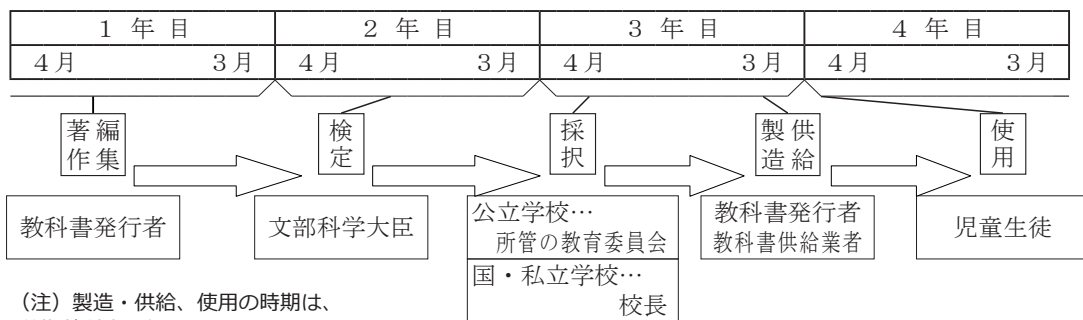
学校教育法 第34条（教科用図書その他の教材の使用）

小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。
 ②前項に規定する教科用図書（以下この条において「教科用図書」という。）の内容を文部科学大臣の定めるところにより記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）である教材がある場合には、同項の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、児童の教育の充実を図るため必要があると認められる教育課程の一部において、教科用図書に代えて当該教材を使

用することができる。
 ③前項に規定する場合において、視覚障害、発達障害その他の文部科学大臣の定める事由により教科用図書を使用して学習することが困難な児童に対し、教科用図書に用いられた文字、図形等の拡大又は音声への変換その他の同項に規定する教材を電子計算機において用いることにより可能となる方法で指導することにより当該児童の学習上の困難の程度を低減させる必要があると認められるときは、文部科学大臣の定めるところにより、教育課程の全部又は一部において、教科用図書に代えて当該教材を使用することができる。
 ④、⑤〈略〉

教科書が使用されるまでの基本的な流れ

文部科学省ホームページ「教科書が使用されるまで」を参考



2 図書教材

授業で主として使用する教材として教科書がありますが、授業では児童・生徒の学習状況に応じて教科書以外のさまざまな図書教材や教具を活用しています。第2章でも触れていますが、このことに関しては学校教育法（第34条4項）に規定しています〔P. 10参考〕。授業の目標を実現するため、また、児童・生徒が興味・関心をもって学習活動にできるようさまざまな教材を活用する工夫が教師にとっての重要な役割になります。

例えば、国語の時間に漢字が読める、書けるようにするためには、児童・生徒の学習状況に応じたドリル教材を必要とするでしょうし、社会では多くの図版を扱っている資料集を活用しています。また、算数・数学では解

答を導き出すために必要な手続きとしてワーク教材を活用している場面にも出会います。ここに例示したドリル教材やワーク教材、資料集などを一般的に図書教材といっていますが、この他、図書教材としては副読本やスキルブック、テスト教材、各種プリント類などがあります。

各教科の授業は児童・生徒一人ひとりに資質・能力を育むために行いますが、資質・能力をどのようにとらえたらいいのでしょうか。

学習指導要領では、資質・能力を三つの柱として整理しています〔P. 9、P. 22参考〕。また、「総則」の第1の2では、各学校において、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、児童・生徒に「生きる



図書教材の質を向上させる「学校教材調査会」

テスト、ドリル、ワーク、資料集などの図書教材は、学校現場での教師の学習指導及び児童・生徒の学習活動や家庭学習を支える上で大切な役割を果たしていますが、図書教材には、教科書の検定制度のような公的なチェック制度がありません。

そこで、日本図書教材協会では、昭和40年代より「学校教材調査会」を立ち上げて、学者や教科調査官、指導主事や教師など第三者を委員とし、加盟出版社の図書教材の内容や

構成を多角的に分析・研究していただき、教材の質の保証、内容の充実・向上を図っています。

最近では、小・中学校の教科書改訂時期に合わせて、大きく変わった学習指導要領や指導要録、それに基づく新教科書への対応、さらに新しい学力観、指導・学習方法との関連、新しい学校教育において期待される図書教材の役割などを勘案し、小・中学校別、教科別に調査研究を行っています。

力」を育むことを目指すこととしています。このことを実現するための一つとして「基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実に努めること。その際、児童（生徒）の発達の段階を考慮して、児童（生徒）の言語活動など、学習の基盤をつくる活動を充実する。」が記述されています。

そのためには、教科書以外の図書教材として課題解決型の作業学習用シート、学習の過程や成果をまとめて文章や図解などを書き込めるワークシートなどの活用を必要とします。

しかし、児童・生徒の学習状況に応じた図書教材や授業の展開に即した適切な図書教材のすべてを教師が自ら開発することは、精神的にも物理的にもたいへん難しい状況です。そこで教材出版社が制作・発行している図書教材の活用が有効になります。授業改善を進めるために、効果的な教材の活用を図ることが大切です。これらの活用を通して、児童・生徒が基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得し、習得したものを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力とともに、自分自身のものの見方や考え方を身につけることは大変重要なことです。教師には授業に臨むに当たっての心構え、立ち位置について十分な配慮が常に求められています。



教材を総合的に研究する日本教材学会

日本教材学会は、教材を本格的に研究する我が国唯一の学会です。教科や専門分野を横断して、教材を総合的に研究することを目的に、学者、研究者、教師、教材編集者らが集い、平成元年に結成されました。現在では、日本

： 学術会議にも登録された正式な学術研究団体
 ・・・ となっています。主な活動としては、研究発
 表大会、シンポジウムなどの開催、研究誌や
 機関誌などの発行があり、多角的に研究活動
 ・・・ を進めています。

日本教材学会

〒162-0831 東京都新宿区横寺町6-4-2
 TEL 03-5946-8717 / FAX 03-6228-1334
 URL <http://www.kyozai-gakkai.jp/>

3 ICT及びデジタル教材

授業では、児童・生徒が授業に集中して学習活動に参加できるような工夫が求められますが、現在、従来からある視聴覚教材・教育機器に加えて、コンピュータやタブレット、大型デジタルテレビやプロジェクタ、実物投影機、電子黒板などのICT（Information and Communication Technology、情報通信技術）機器の活用やデジタル教材の活用による授業の工夫が盛んになっています。

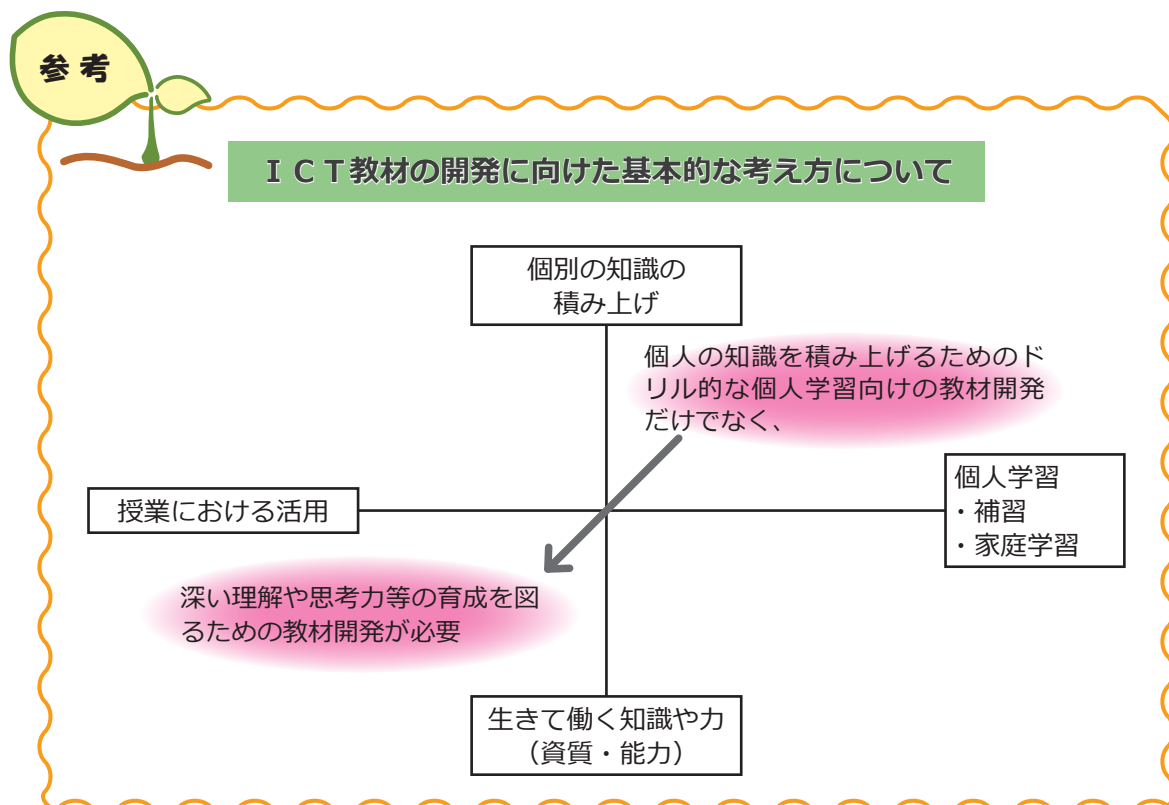
学習指導要領の「総則」には「情報活用能力の育成を図るため、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ること。また、各種の統計資料や新聞、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活

用を図ること。」と書かれています。

ICTの活用、デジタル教材の活用は、主に、授業準備、授業実施、児童・生徒の学習活動における活用に分かれます。

授業の準備においては、Webサイトから教材あるいは教材となり得る素材（テキスト、図表、映像等）の収集、コンピュータを使った教材開発などがあります。留意すべき点として、教科書をベースとしてデジタル教材をどのように扱うかを十分に検討することです。単に児童・生徒が興味・関心を示すからということではなく、授業のねらいを達成するために必要な教材として活用することが肝要です。また、教材開発・活用の際には著作権への理解と配慮も必要になります。

授業の実施においては、例えば、実物投影機を使って図表等を拡大し、図表のポイントを



「2020年代に向けた教育の情報化に関する懇談会」最終まとめを参考

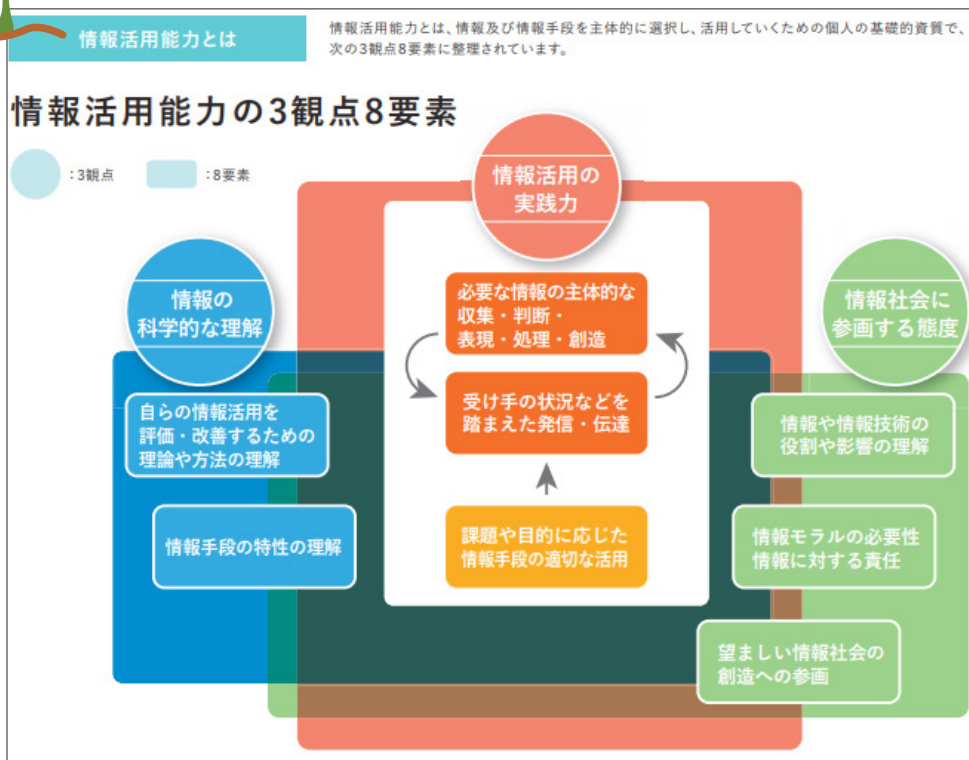
指摘すると、児童・生徒は集中して画面を観察し、気がついたことを発言したり、ノートに記録したりします。資料の読み取りは、その技能の習得とともに確かな知識を身につける上で大切です。最近、多くの学校ではホワイトボードが設置されており、図表等をホワイトボードに投影しつつ、必要な事項や児童・生徒の発言等をホワイトボードに書き込むことができます。デジカメ等で記録に残せば、児童・生徒の実態にそった教材研究にも活かせます。なお、紙媒体の教材についてもその利便性を活かして、効果的な授業展開を心がけましょう。

児童・生徒の学習活動においては、主体性

の名のもとで“放任”にならないように、扱う教科等のテーマ・内容や学習活動に即したICT活用の方法を十分に練っておくとともに、併せて、情報活用能力（情報モラルを含む）の育成も図れる教材を開発・活用することも大切になります。

今後、従来にない機能を備えたデジタル教材によって、児童・生徒の興味・関心を十分に引き出し、「主体的・対話的で深い学び」に結びつく活用の工夫が教師に求められます。また、児童・生徒の多くはスマートフォンなどを使いこなしているため、ネットワークを活かした学校内外での学びを促す上で、児童・生徒の学習環境を考慮したICTの活用、デジタル教材の活用が今後ますます重要となるでしょう。

参考



「21世紀を生き抜く児童生徒の情報活用能力育成のために」より

4 その他の教材

学校における教育活動の主たるねらいは、児童・生徒一人ひとりの資質・能力を育むことにあります。そのためには、児童・生徒は教師の指導によって基礎的・基本的な知識・技能を確実に身につけるだけでなく、さらにそれらを児童・生徒が活用して課題を解決するための思考力、判断力、表現力等を育む主体的な学習活動が必要となります。このためには、児童・生徒が自ら進んで体験する学習や基礎的・基本的な知識・技能を活用した問題解決的な学習を充実させる必要があります。これらのことに関して学習指導要領の各

教科の指導について具体的な指摘があります。例えば、中学校の学習指導要領の国語では「本や新聞、インターネットなどから集めた情報を活用し、出典を明らかにしながら、考えたことなどを説明したり提案したりする活動」と例示しています。生徒が授業で習得した知識や技能を活用して日常生活から学習課題を見つけ、その課題解決に主体的に取り組む学習態度を育む日常の授業の在り方が問われます。そのためには、日頃から体験的な学習や基礎的・基本的な知識・技能を活用した問題解決的な学習を充実させることが必要です。



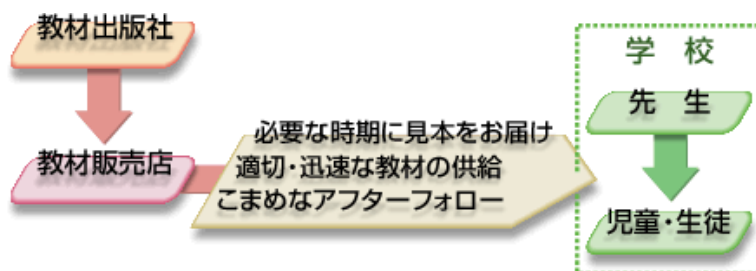
—図書教材を適切に供給するために— 独自の流通ルート“学校直販”と教材販売店

学校用の図書教材は、「学校直販教材(学直)」と呼ばれています。これは、一般の書籍や書店で売っている参考書類とは異なり、取次を経由せず、「教材出版社→特約販売店→学校」という独自の流通ルートで供給されているからです。

その供給を支えているのが、全国の教材販

売店です。その数は約1,400。山間部や離島も含め、全小・中学校に教材を供給し、また日常的に学校のよきサポーターとなっています。

このシステムにより、図書教材は、安価に、また迅速正確に全国の学校に供給されているのです。



社会であれば、地域調査として学校所在地の事情をふまえて、防災、人口の偏在、産業の変容などの事象から適切に課題を設定したり、理科では、学校周辺の生物の観察を行い、いろいろな生物がさまざまな場所で生活していることを見いだしたりして理解するなど、児童・生徒の生活環境から適切な教材を見いだして活用することが児童・生徒の主体的な学習を促すことになります。

また、児童・生徒の資質・能力を育むためには家庭との連携も重要です。学習指導要領の「総則」には「家庭との連携を図りながら、児童（生徒）の学習習慣が確立するよう配慮すること。」とあります。

全国学力・学習状況調査（平成29年度実施）によると秋田県の小学校6年生は91.1%（肯定的な回答の割合）が家で学校の授業の復習

をし、全国平均より37.3%上回っています。中学校3年生もほぼ同じ数字を示しています。

家庭生活における学習習慣を身につけるためには単にドリル的な宿題を課すということだけではなく、問題を解決するための工夫されたワーク教材を与えるなど児童・生徒の学習意欲を高めることが必要です。

さらに、「社会に開かれた教育課程」の視点から児童・生徒が地域の方々とともに過ごす自然体験や職場体験、ボランティア活動などの社会体験、ものづくり、生産活動などの体験活動、あるいは観察・実験、見学や調査などの地域教材を授業で積極的に活かすことは、基礎的・基本的な知識・技能の活用とともに主体的な学習に取り組む態度を身につけさせることができ、学ぶことの楽しさや成就感を体得させる上でも有効です。



教材出版社と教材販売店の団体、一般社団法人全国図書教材協議会

全国図書教材協議会は、小・中学校用の図書教材類を供給している販売店が都道府県単位に組織している図書教材協会と（社）日本図書教材協会に加盟する教材出版社の団体です。

公的機関である小・中学校への図書教材類の適切な供給が達成・維持されるための事業と学校教育に貢献するための各種事業を行っています。

一般社団法人全国図書教材協議会

〒162-0831 東京都新宿区横寺町64-2
TEL 03-3267-1041 / FAX 03-3267-1047
URL <http://www.nit.or.jp>

第4章 資質・能力を育む授業と教材

①「見方・考え方を働かせる」授業づくり

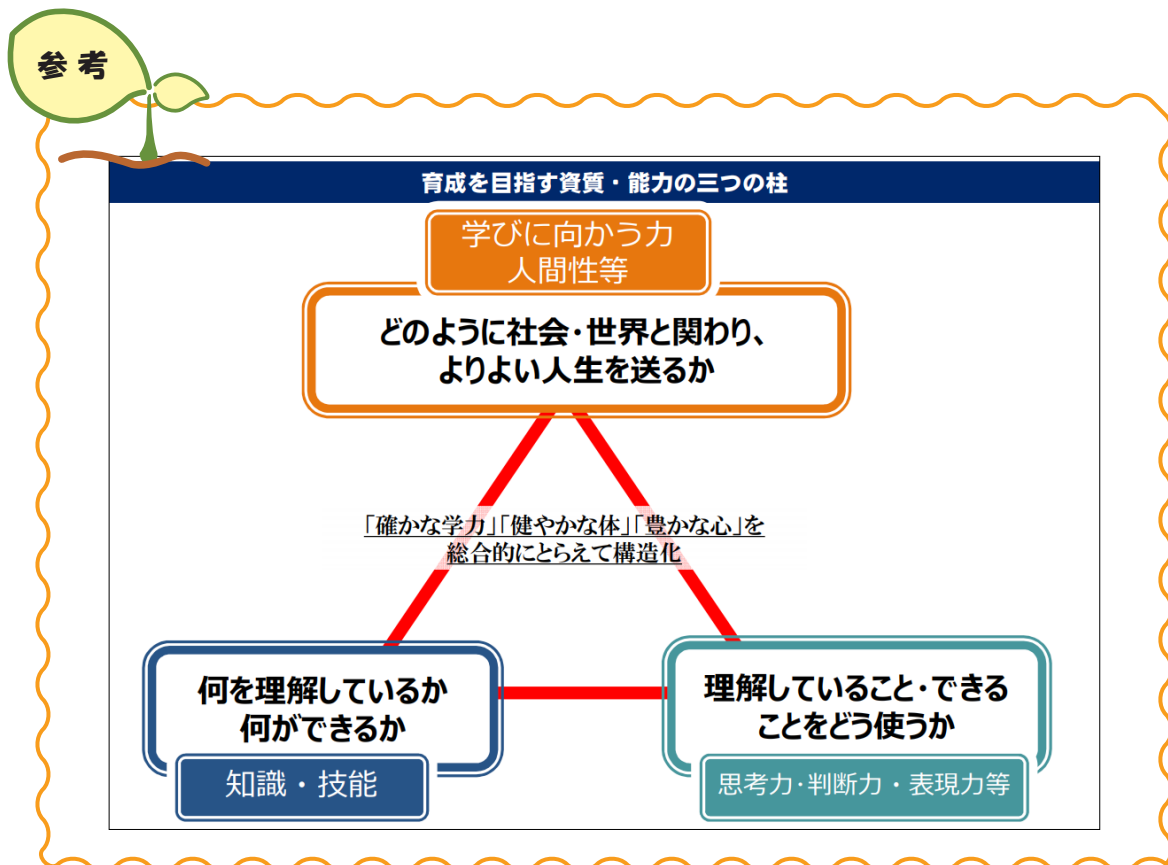
授業づくりの基本は学習指導要領に示す各教科等の目標・内容・方法を的確に読み取り、実践に活かすことです。

学習指導要領では、各教科等の目標の記述の前に柱書として、目標を実現するために必要な基本的な考え方が示されています。この柱書では、各教科等の指導に際しては「見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動」を重視した授業への取り組みが各教科等の目標の実現につながると述べています。これまでのように教科書解説型の授業から児童・生徒の主体的な学習活動を促す「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業の展開が資質・能力を育む上で重要です。

各教科等の「見方・考え方」については、学

習指導要領の記述内容から各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を読み取ることができます。わかりやすくいえば、それぞれの教科をよりよく理解できるようにするための視点や方法で、「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指す授業とする際の重要な観点といえます。

次に目標の記述の仕方も学習指導要領（平成20年版）とは異なり、「資質・能力の三つの柱」にそった項立てによって記述しています。どの教科も（1）は知識及び技能について、（2）は思考力・判断力・表現力等、（3）は学びに向かう力、となつていますので、各教科で育む資質・能力を具体的に読み取ることができます。各教科の目標を的確に把握しておくことは授業づくりの基本となりますので十分な読み込みが必要です。



幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）補足資料 より

2 単元や題材など内容や時間のまとまりを見通した指導計画

各教科の授業では教科書を活用しますが、教科書の内容は学習指導要領の各教科の目標を実現できる記述内容によって構成しています。しかし、授業づくりには単元や題材などの内容や時間のまとまりを見通しながら、そのまとめ方や重点の置き方に教師自身で工夫を加えた教科書の活用計画を立てることが必

要となります。

各教科特有の「見方・考え方」を働かせ、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を図るには、教科書やその他の教材・教具の活用の工夫に教師が積極的に関わり、児童・生徒の資質・能力を育む効果的な指導を目指す教師の主体的な態度が重要です。



memo

A large rectangular area with a double-line border and rounded corners, containing horizontal dotted lines for writing notes.

3 資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」

主体的・対話的で深い学びを実現するための留意点は学習指導要領の「総則」の第3の1「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善」に詳細に記述されていますので十分に読み込んでおきましょう。

まず「主体的な学び」ですが、授業を始めるに当たって児童・生徒が何のために学ぶのかといった学びの意義と目標を理解していることが必要です。何のために学ぶのかを理解できていれば授業に対して興味・関心を示すことができますし、目標を明確に把握していれば、目標の実現に向けて見通しをもって粘り強く取り組むことができます。また、クラスの仲間との対話のなかで自分の学習を振り返り、次の学習につなげる学びができるようになります。

学ぶことの意義を理解させるために教科書やその他の教材をどのように活用するか、見通しをもって学びに集中できるようにするための学習課題をどう設定するか、主体的な学習を促すために教科書や教材・教具をどのように活用するか、といった指導の方針を単元や題材など内容や時間のまとまりに対応して組み立てることが教師の主体的な態度として求められます。

次いで「対話的な学び」ですが、対話とは単に児童・生徒同士の話し合いだけではありません。児童・生徒同士の協働の学び合いや教職員、地域の方々との交流、あるいは各分野の専門家や先哲の教えを手掛かりに考える

ことを通して自己の考えを広げ深める学びができているか、という観点が重要です。

「対話」に関しては、多くの学校でディスカッションやプレゼンテーションなどの活動としてすでに実践していますが、このような活動だけでなく地域の人材の活用や学校図書館、インターネットなどを活用するなどしてさまざまな情報に接し、新しい気づきや発見を得ることで自分の考えをより深めることができる児童・生徒の主体的な学習活動といった観点が必要です。

最後に「深い学び」ですが、「主体的な学び」や「対話的な学び」を関わらせながら学びの本質に迫る学びが「深い学び」です。

中教審答申では、「習得・活用・探求という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすること」と述べています。「主体的な学び」、「対話的な学び」が「深い学び」につなげられる学習活動の工夫が必要です。「主体的な学び」や「対話的な学び」が単に指導方法や学習形態と捉えることのないよう気をつけましょう。なお、この三つの学びを結びつける上で重要となりますのが、先に述べました各教科等の「見方・考え方」を働かせる授業の展開です。

4 学習評価の充実

学習評価は教科指導等の教育活動に関して児童・生徒の学習状況を評価するものです。ま

た、学習活動の成果として児童・生徒がどのような資質・能力を身につけているかについて

教師自身が把握するとともに、児童・生徒が自らの学びを振り返り次の学びに向かうよう指導する資料として活用することをねらいとしています。そのため学習評価は、学校の教育課程とともに教科等の学習活動と指導の在り方に関して一体化した取り組みが必要です。

学習評価は「指導要録」に関する文部科学省初等中等教育局長通知（平成31年3月29日）によって取り組むこととなりますが、通知では観点別学習状況の評価の観点として「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の3観点を挙げています。この3観点は学習指導要領に示す教科等の学習活動を通して育む資質・能力として整理した三つ

の柱に沿ったものです。なお、三つの柱に示す資質・能力をバランスよく育むためには「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善と評価が必要です。これまでの学習評価は学期末や学年末などの事後の評価であって、評価の結果を児童・生徒の具体的な学習改善に活かしていません。また、通知では教師が学習評価にかなりの労力をかけている現状をふまえ、学習評価の見直しは教師の働き方改革の視点からカリキュラム・マネジメントの一環としての取り組みを求めています。こうした全教職員が一体となって通知の趣旨をふまえた学習評価改善への取り組みは、「主体的・対話的で深い学び」を成り立たせる授業につながります。

参考

指導要録

指導要録は、学校教育法施行規則第24条において作成することが義務づけられています。また、児童生徒の学籍並びに指導の過程及び結果の要約を記録し、その後の指導及び外部に対する証明等に役立たせるための原簿となるものであり、各学校で学習評価を計画的に進めていく上で重要な表簿です。指導要録の様式は、「学籍に関する記録」と「指導に関する記録」から成り立っています。

新しい観点

「主体的に学習に取り組む態度」

学習評価の新しい観点である「主体的に学習に取り組む態度」については、中教審「児童生徒の学習評価の在り方について（報告）」（平成31年1月21日）にて、二つの側面を評価することが示されています。

- ①知識及び技能を獲得したり、思考力、判断力、表現力等を身に付けたりすることに向けた粘り強い取組を行おうとする側面
- ②①の粘り強い取組を行う中で、自らの学習を調整しようとする側面

学校教育法施行規則 第24条

校長は、その学校に在学する児童等の指導要録（学校教育法施行令第三十一条に規定する児童等の学習及び健康の状況を記録した書類の原本をいう。以下同じ。）を作成しなければならない。

2 校長は、児童等が進学した場合においては、その作成に係る当該児童等の指導要録の

抄本又は写しを作成し、これを進学先の校長に送付しなければならない。

3 校長は、児童等が転学した場合においては、その作成に係る当該児童等の指導要録の写しを作成し、その写し（中略）及び前項の抄本又は写しを転学先の校長、保育所の長又は認定こども園の長に送付しなければならない。

5 さまざまな学習活動と教材の工夫

学習指導要領の「総則」の第2の3(3)は、児童・生徒の資質・能力を育むために、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、児童・生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこと。特に、児童・生徒が各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりす

ることに向かう過程を重視した学習の充実を図ることを示しています。

このためには、児童・生徒の実態等に応じてさまざまに工夫した学習活動を行うことが大切です。このことについて学習指導要領では、個別指導やグループ別指導、繰り返し指導、学習内容の習熟の程度に応じた指導、児童・生徒の興味・関心等に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習といった学習活動を取り入れた指導などを例示しています。

 memo

○個性・特性等に応じた学習活動

児童・生徒はそれぞれ能力・適性、興味・関心、性格等が皆異なっており、また、知識、思考、心情、技能、行動等にも違いがあります。教師にはこのような児童・生徒の個性・特性等の違いに十分に配慮した学習活動への取り組みが必要です。

教科書を使用して教師が主導的な立場で学習活動を展開する場合には教科書が主たる教材となりますが、個別指導やグループ別指導を行うとなれば、その学習活動に相応しい教材を整えなければなりません。例えば、教材出版社が作成したプリント教材や教師が自ら作成したワークシートなどの活用が考えられます。

○学習の習熟の程度に応じた学習活動

各教科等の学習活動では児童・生徒一人ひとりが学習内容を確実に身につけることが重要ですが、そのためには学習の遅れがちな児童・生徒には繰り返しの指導、学習進度の早い児童・生徒には発展的な学習活動を取り入れるなどの工夫が必要です。このような学習活動を行う場合には学習形態の工夫とともに、それぞれの学習活動に相応しい教材を準備することになります。

○主体的な学習態度を育む学習活動

児童・生徒が学習内容を確実に身につけるためには、教師からしっかりと学ぶとともに

主体的に学習活動に取り組む態度が必要です。

主体的に学習に取り組む態度を育むためには、学習形態の工夫とともに興味・関心等に応じた課題学習に取り組むなどの工夫が考えられますが、それぞれの学習活動に相応しい教材を活用する工夫は当然必要です。

また、主体的な学習態度を育むためには家庭での学習習慣を身につけることが重要で、そのためには宿題を課することが考えられます。宿題では、学習内容の習熟を図るドリルやワークシートなどの教材とともに、自ら進んで学習しようとする課題を与えたり、興味をもって読める読み物資料を例示したりする工夫も必要でしょう。

○授業に臨む教師の構え

学習指導要領は教科ごとに「見方・考え方を働かせ」と示しています。教師はこの視点を基に、さまざまな学習活動のなかで、主体的・対話的で深い学びの実現に向けて、授業改善を進めるために、効果的な教材の活用を図ることが大切です。これらの学習活動を通して、児童・生徒が基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得し、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力とともに、自分自身のものの見方や考え方を身につけることは大変重要なことです。教師には授業に臨むに当たっての心構え、立ち位置について十分な配慮が常に求められています。

第5章 教材と著作権

教材出版社が作成した教材のコピー（複製利用）は、見本はもちろんのこと、購入した教材でも違法です。

著作権法第35条では教育機関での複製が限定的に認められていますが、著作権者の利益を不当に害する複製は禁止されています（著作権法第35条第1項ただし書）。テストやワーク、ドリルなどの図書教材には、教材出版社や問題作成者、さらに教科書の原文や絵図の原作者などの著作権や編集著作権等のさまざまな権利が含まれています。また、図書教材は、教材出版社が教育の過程で使用されることを目的として制作したものですので、先生が、授業のなかで使用するからといって勝手に複製することは、著作権者の利益を不当に害することになり、著

作権法に違反します。そのままコピーすることはもちろん、一部分を切り貼りや切り抜きし、あるいはパソコンへ入力しなおしていわゆる“自作”教材を作成することは許されません。

また、著作権法の一部が改正され、教育の情報化に対応して、学校等の授業等で許諾なく送信できる範囲が拡大されますが、図書教材の無断複製・公衆送信は今まで通り違法です。

詳しくは文化庁ホームページ掲載のパンフレット「学校教育における教育活動と著作権」をご覧ください。

「学校教育における教育活動と著作権」

☞ http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/pdf/gakko_chosakuken.pdf

参考

著作権法 第35条（学校その他の教育機関における複製等）

第119条（罰則）

第35条（学校その他の教育機関における複製等）

学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、公表された著作物を複製し、若しくは公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。以下この条において同じ。）を行い、又は公表された著作物であつて公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 前項の規定により公衆送信を行う場合には、同項の教育機関を設置する者は、相当な額の補

償金を著作権者に支払わなければならない。

3 前項の規定は、公表された著作物について、第一項の教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物をその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第三十八条第一項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合において、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信を行うときには、適用しない。

※平成30年5月改正

第119条（罰則）

著作権、出版権又は著作隣接権を侵害した者<中略>は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2、3<略>

資料編

① 教材活用事例のご紹介

日本図書教材協会では、教材活用事例をホームページで紹介しています。
本紙と合わせてご活用ください。

□活きる教材 —図書教材のさらなる活用—

学習指導要領の全面实施に向けて、小学校4教科（国語、社会、算数、理科）の教材活用例を専門家にまとめていただいています。

☞ http://www.nit.or.jp/katsuyou/ikiru_kyozai.html



□教材活用事例紹介のコーナー

日本図書教材協会の機関紙「図書教材新報」に掲載された、教材活用シリーズ（加盟出版社の教材の活用事例）を一覧で紹介しています。

☞ <http://www.nit.or.jp/iframes/jugyoutokyouzai2.html>



② 参考資料

✳️ 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）

☞ http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1380731.htm

✳️ 学習指導要領（本文、解説、資料等）

☞ http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1383986.htm

✳️ 文部科学省ホームページ「教科書が使用されるまで」

☞ http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/gaiyou/04060901/1235087.htm

✳️ 「2020年代に向けた教育の情報化に関する懇談会」最終まとめ

☞ http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/07/_icsFiles/afieldfile/2016/07/29/1375100_01_1_1.pdf

✳️ 21世紀を生き抜く児童生徒の情報活用能力育成のために

☞ <http://jouhouka.mext.go.jp/school/pdf/shidoujirei.pdf>

✳️ 学習者用デジタル教科書の効果的な活用の在り方等に関するガイドライン

☞ http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/139/houkoku/1412207.htm

✳️ 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）

☞ http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1415169.htm

✳️ 児童生徒の学習評価の在り方について（報告）

☞ http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/31/01/1412838.htm

③ 主要な図書教材一覧

小学校

教科	低学年		中学年		高学年	
国語	単元テスト	漢字の学習	単元テスト	漢字の学習	単元テスト	国語ワーク
	くりかえし漢字ドリル	音読教材	くりかえし漢字ドリル	音読教材	くりかえし漢字ドリル	漢字の学習
	書き込み式漢字ドリル	新1年生用教材 (ひらがな、カタカナ)	書き込み式漢字ドリル	ローマ字の練習	書き込み式漢字ドリル	音読教材
	形成プリント	国語辞典	形成プリント	国語辞典	形成プリント	国語辞典
	月刊プリント	漢字字典	月刊プリント	漢字字典	月刊プリント	漢字字典
	国語ドリル	活用型教材	国語ドリル	活用型教材	国語ドリル	活用型教材
	国語ワーク		国語ワーク			
社会			単元テスト	白地図	単元テスト	社会科資料集
			プリント	社会科作業帳	プリント	社会科作業帳
			社会科副読本	地図学習	社会科副読本	
算数	単元テスト	算数ドリル	単元テスト	月刊プリント	単元テスト	月刊プリント
	くりかえし計算ドリル	算数ワーク	くりかえし計算ドリル	算数ドリル	くりかえし計算ドリル	算数ドリル
	書き込み式計算ドリル	新1年生用教材 (すうじ)	書き込み式計算ドリル	算数ワーク	書き込み式計算ドリル	算数ワーク
	形成プリント	活用型教材	形成プリント	活用型教材	形成プリント	活用型教材
	月刊プリント					
理科			単元テスト	理科ノート	単元テスト	理科ノート
生活	生活科ワーク	生活科シート				
	生活科図鑑					
英語			ペンマンシップ	英語ノート	ペンマンシップ	英語ノート
					英語プリント	
音楽	音楽ワーク	歌集	音楽ワーク	歌集	音楽ワーク	歌集
	けんぱん ハーモニカ教材	ハーモニカ教材	リコーダー教材			
家庭					家庭科テスト	家庭科ノート
保健体育	体育副読本		体育副読本	保健テスト	体育副読本	保健テスト
			保健ノート		保健ノート	
書写	書写ノート		書写ノート	毛筆	書写ノート	毛筆
道徳	道徳ノート		道徳ノート		道徳ノート	
季刊教材	休み教材(夏・冬)	しあげ教材	休み教材(夏・冬)	しあげ教材	休み教材(夏・冬)	しあげ教材
	絵日記		絵日記		絵日記	
その他	総合学習用教材	文庫	総合学習用教材	文庫	総合学習用教材	文庫
	安全副読本	特別活動用教材	安全副読本	特別活動用教材	安全副読本	特別活動用教材


 中学校

教科	教材種別				
国語	ワークブック	単元プリント	資料集(便覧)	漢字字典	国語の文法
	単元・領域別ドリル	朝学習用ドリル	問題集	漢字練習帳	聞き取りテスト
	休み教材(夏・冬)	しあげ教材(学年別)	総まとめ教材	高校入試問題集	
社会	ワークブック (地理、歴史、公民)	単元プリント (地理、歴史、公民)	資料集 (地理、歴史、公民)	白地図	用語辞典 (地理、歴史、公民)
	単元・領域別ドリル (地理、歴史、公民)	朝学習用ドリル (地理、歴史、公民)	問題集	休み教材(夏・冬) (地理、歴史、公民)	しあげ教材(学年別) (地理、歴史、公民)
	総まとめ教材	高校入試問題集			
数学	ワークブック	単元プリント	単元・領域別ドリル	朝学習用ドリル	問題集
	計算練習帳	休み教材(夏・冬)	しあげ教材(学年別)	総まとめ教材	高校入試問題集
理科	ワークブック	単元プリント	資料集	ノート	単元・領域別ドリル
	朝学習用ドリル	問題集	休み教材(夏・冬)	しあげ教材(学年別)	総まとめ教材
	高校入試問題集				
英語	ワークブック	単元プリント	資料集	ノート	単元・領域別ドリル
	朝学習用ドリル	問題集	ペンマンシップ	ライティング	フォニックス
	リスニング	リスニングテスト	休み教材(夏・冬)	しあげ教材(学年別)	総まとめ教材
	高校入試問題集				
音楽	ワークブック	単元プリント	資料集	ノート	歌集
美術	資料集	単元プリント	レタリング		
技術・家庭	ノート	単元プリント	資料集		
保健体育	ノート	単元プリント	副読本		
書写	硬筆練習帳				
合本	休み教材(夏・冬)	しあげ教材(学年別)	総まとめ教材	高校入試問題集	
その他	読書教材	総合学習用教材	キャリア教育用教材		

④ 図書教材発行出版社一覧（日本図書教材協会加盟出版社）

社名	〒	所在地	電話番号
青葉出版(株)	720-0074	福山市北本庄1-15-1	084-923-4440～2
(株)五ツ木書房	538-0052	大阪市鶴見区横堤4-1-35	050-5524-4310
(株)学宝社	454-0011	名古屋市中川区山王4-5-10	052-322-1171
(株)教育同人社	170-0013	豊島区東池袋4-21-1 アウルタワー2F	03-3971-5151～8
廣済堂あかつき(株)	176-0021	練馬区貫井4-1-11	03-3825-9188
(株)光文書院	102-0076	千代田区五番町14	03-3262-3271
(株)秀学社	558-0041	大阪市住吉区南住吉4-7-5	06-6695-1331～4
(株)新学社	607-8501	京都市山科区東野中井ノ上町11-39	075-581-6111
(株)正進社	112-0014	文京区関口1-17-8	03-5229-7651
(株)創育	136-0076	江東区南砂2-36-11 プライムタワー東陽町	03-5857-0974
東京法令出版(株)	380-8688	長野市南千歳町1005	026-224-5421
(株)図書文化社	112-0012	文京区大塚1-4-15	03-3943-2511
(株)日本標準	167-0052	杉並区南荻窪3-31-18	03-3334-2241～8
(株)浜島書店	466-8691	名古屋市昭和区阿由知通2-1-1	052-733-8040
(株)文溪堂	501-6297	羽島市江吉良町江中7-1	058-398-1111

授業と教材に関する調査研究委員会

- 委員長 川野邊 敏 日本教材学会名誉会長・国立教育政策研究所名誉所員
委員 新井 郁男 星槎大学特任教授・上越教育大学名誉教授
委員 佐野 金吾 一般社団法人全国図書教材協議会会長・元全日本中学校長会会長
委員 八島 行久 新宿区教育委員会学校支援A D・東京女子大学非常勤講師
委員 仲 久徳 星槎大学大学院教育学研究科准教授

(敬称略 所属等は発行時のもの)

授業と教材 — 教材の正しい理解と活用のために

発行 2018年6月 初版
2019年6月 第2版

©発行・編著 一般社団法人日本図書教材協会
授業と教材に関する調査研究委員会
委員長・川野邊 敏
〒162-0831 東京都新宿区横寺町 64-2
TEL 03-3267-1041 FAX 03-3267-1047
URL <http://www.nit.or.jp>